彩の国
埼玉県

家畜衛生だより

埼玉県熊谷家畜保健衛生所
住所　熊谷市久保島 1373－3
電話 048-521-1274/FAX048-526-1063
（夜間・休日等は緊急携帯電話に転送）
E-mail k2112741@pref.saitama.lg.jp

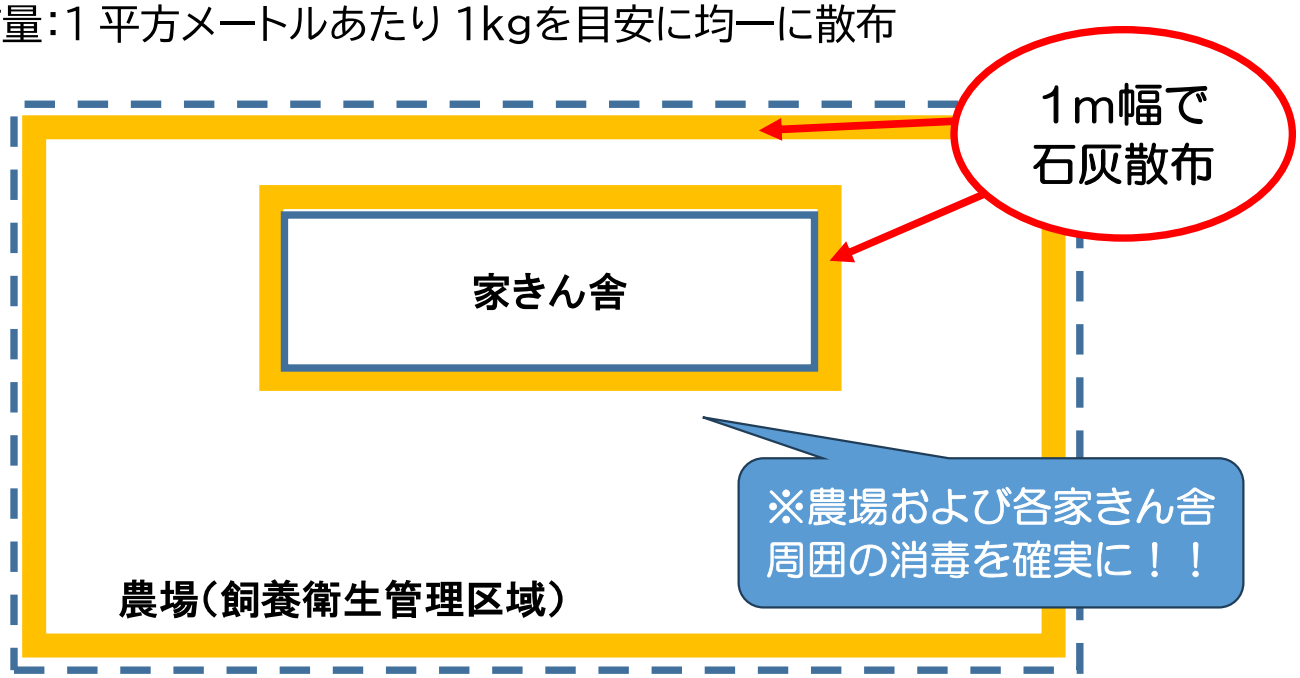
令和８年 11 月発行　No.8-11

農場の消毒を確実に実施してください！

京都府、千葉県における高病原性鳥インフルエンザ発生を踏まえて、県は家きん飼養農場を対象に「消毒方法の実施の命令」を告示しました。

つきましては次の方法に従い、**消毒を確実に実施**するとともに、消毒作業終了後、当所への報告をお願いします。

【実施期間】令和8年11月16日～令和9年5月31日
【消毒方法：消石灰散布の場合】
範　囲：農場（飼養衛生管理区域）外縁の内側 1m 以上、
　　家きん舎から少なくとも 1m 以上にわたる範囲
散布量：1 平方メートルあたり 1kgを目安に均一に散布



【報告方法】下記のいずれかの方法でご報告をお願いします。
・電　話：048-521-1274
・ＦＡＸ：048-526-1063
・メール：k2112741@pref.saitama.lg.jp

国内1・2例目！

京都府・千葉県の採卵鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

【国内1例目・京都府亀岡市】
○11 月 11 日(水)、京都府は、亀岡市の農場から通報を受け、立入検査を実施した。
○簡易検査を実施したところ陽性であったため、遺伝子検査を実施した結果、11 月 12 日(木)、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認した。



【国内2例目・千葉県旭市】
○11 月 12 日(木)、千葉県は、旭市の農場から通報を受け、立入検査を実施した。
○簡易検査を実施したところ陽性であったため、遺伝子検査を実施した結果、11 月13日(金)、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認した。



最大限の警戒を！

💡ウイルスの侵入防止対策を徹底しましょう💡

- ☑ 防鳥ネットの整備
- ☑ 衛生管理区域専用の衣服
- ☑ 農場・鶏舎周囲の消石灰散布
- ☑ 出入りする車両の消毒
- ☑ ネズミ等の小動物対策と駆除
- ☑ 家きん舎毎の長靴交換
- ☑ 定期的な清掃・消毒
- ☑ 農場立入時の手指消毒

※家きんの健康観察は毎日行い、死亡羽数の増加、異状を感じたら速やかに熊谷家畜保健衛生所までご連絡ください。
※家畜伝染病予防法第52条で定められた、毎月の死亡鶏の報告を必ずお願いします。（100 羽以上飼養している方）

